

# 鳥取県高等学校総合体育大会実施要項

- 1 名 称 平成 年度（第 回）鳥取県高等学校総合体育大会
- 2 目 的 大会は、高等学校教育の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、高等学校生徒の相互の親睦をはかろうとするものである。
- 3 主 催 鳥取県高等学校体育連盟
- 4 後 援 鳥取県教育委員会 （公財）鳥取県スポーツ協会
- 5 主 管 各専門部及び本県各競技種目競技団体
- 6 特別協賛 （株）新日本海新聞社（平成24年度より）
- 7 期 日 平成○年○月○日～○日（6月第1土曜日～月曜日を原則とする。）  
定通制 ○月○日（6月第2日曜日を原則とする。）  
水泳 ○月○日（6月末を原則とする。）  
駅伝 ○月○日（11月開催）  
スキー ○月○日（1月上旬開催）
- 8 参加資格及び引率・監督  
【鳥取県高等学校体育連盟主催各種体育大会開催基準】に準ずる。【参考資料※1】参照
- 9 参加申込  
(1) 各専門部ごとの参加申込書により、それぞれの申込先に送付すること。  
申込締切は、専門部の定める期日とする。  
(2) 各専門委員長は、プログラム原稿（役員、組合せ、参加者名簿等）を5月○日（ ）までに高体連事務局に提出する。  
送付先 〒680-0492 八頭郡八頭町久能寺725 八頭高校内  
鳥取県高等学校体育連盟事務局 宛  
(3) 個人情報保護及び肖像権について  
【個人情報保護及び肖像権の保護に関する基本的な考え方】に準ずる。【参考資料※2】参照
- 10 大会参加申込締切  
各専門部大会実施要項内にある期日。
- 11 大会負担金  
(1) 県総体参加者は大会負担金として一人500円を徴収する。（特別支援学校含む）  
(2) 定通制の大会負担金は、一人150円を徴収する。（平成24年度から実施）  
(3) 競技専門部において地区予選を実施する場合は、地区予選参加段階で徴収する。  
(4) 団体競技においては、エントリー人数分を大会負担金として徴収する。ただし、マネージャーは除く。  
(5) 同一競技複数種目に参加する場合、大会負担金は500円とする。  
(6) 複数競技に参加する場合は、それぞれの競技で大会負担金を徴収する。  
(7) 参加校は大会負担金を、原則参加申込み締切日までに専門部へ納入。  
(8) 各専門部は県総体終了後、速やかに大会負担金を高体連事務局へ納入。  
(9) 大会申込締切後に大会参加人数が増えた場合は、増加人数も含め高体連事務局へ納入する。  
(10) 大会申込後、大会負担金の返金は行わない。
- 12 表 彰  
(1) 各競技ごとに表彰を行う。原則として3位までを入賞とする。  
(2) 前年度の団体優勝チームには、優勝杯返還のあとレプリカを授与する。
- 13 開・閉会式  
開・閉会式は、それぞれの競技会場で専門部ごとに実施する。

14 大会役員

大会役員については、鳥取県高等学校総合体育大会種目別役員編成基準に準じて編成、記載する。  
大会役員の委嘱は、県高体連事務局が一括して行い、競技役員の委嘱は県高体連統一様式にて各  
専門部が行う。(公印省略)

15 警報発令時等の対応について

県総体期間中の気象状況による警報発令時等の対応について】に準ずる。【参考資料※3】参照

平成22年12月14日改正

平成30年4月1日改正

## 2 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、本連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により、大会参加資格を得たものに限る。
- (3) 年齢制限  
昭和〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（\_\_部分、19年度63年、以下20年度 平成元年・・）
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームについては（財）全国高等学校体育連盟「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」による。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）但し、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があれば、この限りではない。（\_\_部分、水泳は1年）
- (7) 外国人留学生の参加資格については、（公財）全国高等学校体育連盟規程に準ずる。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在籍する学校の校長の承認を必要とする。
- (9) 参加資格の特例
  - ア 上記の(1)、(2)に定める生徒以外で、(3)～(8)の参加資格を満たし、かつ、本連盟各専門部が推薦する生徒を、別途定める規定に従い大会参加を認める。
  - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒は、同一競技3回限りとする。

### [大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第82条の2、83条の学校に在籍し、高体連の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること
  - (1) 大会参加を認める条件
    - ア （公財）全国高等学校体育連盟、中国高等学校体育連盟、本連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
    - ウ 各学校にあっては、本連盟の大会に出場が認められ、中国・全国大会への出場条件が満たされていること。
    - エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失わず、運営が適切であること。
  - (2) 大会参加に際し守るべき条件
    - ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項、中国高等学校選手権大会開催基準要項及び鳥取県高等学校体育連盟主催各種体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
    - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

## 3 引率・監督について

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
- (2) 監督、コーチ等は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- (3) 但し、平成16年2月5日付教育長通知を優先するものとする。

学校教育法（抜粋）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第八十二条の二

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受けるものが常時四十人以上であること。

第八十三条

第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。（以下略）

第五十条

- 一 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 二 高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 三 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 四 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 五 技術職員は、技術に従事する。

第五十条の二

高等学校には、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する公務を分担して整理する教頭を置かなければならない。

### 鳥取県高等学校各種体育大会開催基準の補足説明

- 3 引率・監督について（平成15年9月26日 全国高校総体中央委員会）

改正前

引率責任者は当該校の教員とする。  
監督については、校長の認めた教職員とする。

改正後

引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。  
監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害賠償保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

- (1) 当該校の職員：学校教育法第五十条に準ずる。  
校長、教頭、教諭、助教諭、講師、非常勤嘱託員 他
- (2) 引率責任：法的責任、事故発生時賠償責任、生活指導
- (3) 指導者の規定
  - ・当該校の職員：(1)に同じ
  - ・外部指導者：非常勤講師、スポーツクラブ指導者、社会体育指導者、当該校の卒業生、保護者等
- (4) 各競技大会の参加人数については従来どおりとする。

附則

- 1 この基準で適用できない項目が生じた場合は、本連盟の評議員会の承認を得なければならない。
- 2 この基準要項は、平成16年4月1日より、改正施行する。  
平成18年 4月25日 一部改正  
平成22年12月14日 一部改正

【参考資料※2】

## 個人情報保護及び肖像権の保護に関する基本的な考え方

鳥取県高等学校体育連盟

鳥取県高等学校体育連盟(以下「本連盟」という。)は、「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、主事業である高等学校における体育、スポーツの普及、振興を図る上で提供される個人情報及び肖像権の取り扱いについて、以下の方針により適正な対応をするよう努めるものとする。

### 1 基本方針

本連盟主催大会参加に際し、関係書類等で提供された個人情報の取り扱いについては、不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するよう、各専門部における情報の管理、使用方法の適正化を図る。

(個人情報とは、氏名や生年月日等により特定の個人を識別できるものをいう。また個人の身体情報等の属性に関する情報も、氏名等と一体になっていればこれに当たる。)

### 2 県高体連主催大会関係の個人情報の取り扱いについて

#### (1) 個人情報保護についての留意事項

本人から個人情報を取得する際は、予め本人にその利用目的を明示しなければならない。各専門部は大会実施要項または参加申込書等に利用目的を明記し、説明をした上で 事前許諾を得る。その上で記入された参加申込書の提出をもって個人情報の提供許諾を 得たものとして対応する。したがって、大会のプログラムへの掲載等は、参加申込書の 記載内容の範囲内に制限され、事前許諾が得られない場合は記載等はしない。

なお、大会以後の関連した試合(ブロック大会、全国大会等)に関する資料においては個人情報提供の事前許諾を得ているものとして利用することを事前に伝えておく。

#### (2) 肖像権についての留意事項

本人が大会関連セレモニーや試合等に参加し、また出場した場合、認められた報道機関等によって写真撮影が行われ、その写真が公開される可能性があることを事前に対象者に周知し、事前許諾を得ておく。なお、大会以後の関連した試合(中国大会、全国大会等)に関する資料においては個人情報提供の事前許諾を得ているものとして利用することを事前に伝えておく。

### 3 提供された個人情報の取り扱い

下記の利用目的以外に使用することはできない。

#### (1) 参加申込書に記載された情報

ア 大会プログラムへの掲載

イ 競技会場内でのアナウンス等により紹介されることがある。

ウ 競技会場内外の掲示板、競技関係団体の HP 等へ掲載されることがある。

#### (2) 競技結果(記録)等

ア 大会記録、大会報告書、競技関係団体の HP 等への掲載(上位の記録、新記録等に関しては、次年度以降も掲載されることがある)

イ 認められた報道機関等により新聞、雑誌等へ掲載されることがある。

#### (3) 肖像権の取り扱い

ア 認められた報道機関等が撮影した写真が新聞、雑誌、大会報告書及び競技関係団体の HP 等で公開されることがある。

イ 認められた報道機関等が撮影した映像が中継、録画放映されることがある。

平成18年4月25日実施

---

### 1. 気象状況による警報が発令された場合の対応

---

- (1) 大会当日午前5時30分の時点で、次の警報が発令されている場合は、中止及び日程変更を原則とする。
  - ①大雪・大雨・暴風雪・暴風・洪水・浸水・雷・土砂災害の各警報
  - ②雷・津波・高潮・波浪の各警報（水上で行う競技種目）
  - ③PM2.5が140 $\mu$ g/m<sup>3</sup>（各1時間値で170 $\mu$ g/m<sup>3</sup>超）の場合
- (2) ただし、以下の条件が全て満たされる場合は、時間変更による実施の可能性を協議する。
  - ①早い時間に警報解除の可能性が高い。
  - ②大会役員・チームへの連絡網が整備され、連絡確認が確実にできる。
  - ③大会参加者の安全確保を最優先として、自宅・宿舎に待機し、移動は警報解除後とする。
  - ④その後、準備を行い競技実施が可能である。
- (3) 上記(1)(2)の判断基準参考例
  - ①大会初日で各地区からの移動が多い場合は、中止を原則とする。
  - ②2日目以降でも大会参加チームの多くが宿泊を伴わない場合は（特に中部開催の場合）、中止を原則とする。
  - ③2日目以降で出場チームが宿泊をしているために、移動に大きな支障が出ない場合は、待機・時間変更による実施の協議対象とする。ただし、警報発令中の移動は禁止とする。
  - ④大会参加者数が少なく、待機状態からの連絡確認が確実にできる競技は、実施の協議対象とする。
- (4) 上記(1)(2)における日程変更・時間変更は、各専門部の状況を考慮し、県高体連事務局（会長・理事長）が協議し決定する。
- (5) 午前5時30分以降に警報が発令された場合、各専門部はその時点で競技を中止し、参加者の安全確保につとめる。また、高体連事務局へ競技中止の報告を速やかに行う。その際、その後の時間変更及び日程変更の原案を高体連事務局へ提示し、承認を得る必要がある。

---

### 2. 気象状況による注意報が発令された場合の対応

---

- (1) 競技実施が不可能な場合の日程変更及び時間変更等については専門部長を責任者とし、各専門部で協議し決定する。
- (2) 決定された内容については、高体連事務局に速やかに連絡する。
- (3) PM2.5に関しては、暫定指針値70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>（各1時間値で85 $\mu$ g/m<sup>3</sup>超）を注意報扱いとする。

---

### 3. 連絡・確認を速やかに伝えるため、以下の連絡網を整備しておく。

---

- (1) 県高体連事務局 県教育委員会・加盟各高校・各専門部との連絡
  - (2) 各専門部 大会役員・各校顧問との連絡
  - (3) 顧問 部員生徒・保護者との連絡
- 尚、県高体連から各加盟校等への連絡及び情報提供は、鳥取県高体連HPで行う。  
県高体連HP URL <http://www.tottori-koutairen.net/>

---

### 4. 日程変更等について

---

- (1) 日程変更をする場合の競技日は、原則として代休日とする。
- (2) 日程変更に伴い、予備日のない競技の会場決定については、各専門部と高体連事務局とで協議し、確保に努める。
- (3) その他、不測の事態が生じた場合は、別途協議する。

---

### 5. 他の大会について

---

その他の県高体連主催各種体育大会の開催についても、本要領に準じて行うこと。  
ただし、その際の日程変更及び時間変更は、専門部長を責任者として専門部内で協議し決定する。  
そして、決定内容を速やかに高体連事務局へ報告する。

平成16年4月22日 確認

平成24年4月26日 全面改訂（平成23年9月15日専門委員長会議にて確認）

平成25年4月24日 改訂及び追加（1（1）③及び2（3））